

◎関税定率法等の一部を改正する法律

(平成二〇年三月二日法律第五号)

一、提案理由 (平成二〇年三月一九日・衆議院財務金融委員会)

○額賀国務大臣 ただいま議題となりました関税定率法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率について所要の措置を講ずるほか、税関における通関制度の改革及び水際取り締まりの充実強化等を図ることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明をします。

第一は、国際競争力強化のための通関制度の改革であります。

法令を遵守する体制を整えている事業者に対する特例措置の対象事業者の範囲を拡大するほか、臨時開庁手数料の廃止等を行うこととしております。

第二は、税関における水際取り締まりの充実強化等でありま

関税定率法等の一部を改正する法律

す。

我が国を経由して第三国に向けて輸送される知的財産侵害物品等を取り締まり対象に追加するほか、犯則物件の鑑定及び民間団体等への照会に係る規定の整備等を行うこととしております。

第三は、暫定関税率等の適用期限の延長であります。

平成二十年三月三十一日に適用期限が到来する暫定関税率等について、その適用期限の延長を行うこととしております。

その他、個別品目の関税率の改正等、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

本法律案については、今年度内に成立させることがぜひとも必要であり、何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成二〇年三月二五日)

○原田義昭君 ただいま議題となりました関税定率法等の一部を改正する法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する見地から、法令を遵守する体制を整えている事業者に対する特例措

置の対象事業者の範囲の拡大、我が国を経由して第三国に向けて輸送される知的財産侵害物品の取り締まり対象への追加、暫定関税率の適用期限の延長等を行うものでございます。

本案は、去る三月十八日当委員会に付託され、翌十九日額賀財務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決したところでございます。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二〇年三月一九日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、国民経済的観点に立って国民生活の安定に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、適正・公平な課税の確保に、より一層努めること。

一 高度情報化社会の急速な進展により、経済取引の国際化及

び電子商取引等の拡大が進む状況下で、税関における事務の一層の情報化・機械化を図るとともに、従来にも増した執行体制の整備に特段の努力を行うこと。

一 最近におけるグローバル化の著しい進展による貿易量、出入国者数の伸長等に伴う業務量の増大、銃砲、覚せい剤等不正薬物、知的財産侵害物品、ワシントン条約該当物品、テロ関連物資等に係る水際取締りの国際的・社会的重要性、経済連携協定の進展による貿易形態の一層の複雑化の様相にかんがみ、高度の専門知識を要する税関業務の特殊性、国際郵便物の通関手続を含めた今後の国際物流の在り方を考慮し、職務に従事する税関職員については国家公務員の定員削減計画の下においても、増員を含む定員の確保はもとより、その処遇改善並びに機構・職場環境の整備・充実、更には、より高度な専門性をめざした人材の育成等に特段の努力を行うこと。

特に、国民の安心・安全の確保を目的とするテロ・治安維持対策の遂行及び輸出入貨物のセキュリティ管理とコンピュータの体制が整備された事業者に対する通関手続の特例措置の拡充に当たっては、増員を含む定員の確保及び業務処理体制の実現に努めること。

三、参議院財政金融委員長報告(平成二〇年三月三十一日)

○峰崎直樹君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、関稅定率法等の一部を改正する法律案は、最近における内外の經濟情勢の変化に対応する等の見地から、通關手續の特例措置の拡充、知的財産侵害物品等の水際取締りの充實、暫定關稅率等の適用期限の延長等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、水際取締りの充實強化の方法、知的財産侵害物品の差止め申立て手續の簡素化等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帶決議が付されております。

……………(略)……………

以上、御報告申し上げます。

○附帶決議(平成二〇年三月三十一日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

関稅定率法等の一部を改正する法律

一 關稅率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、國民經濟的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外經濟關係の強化及び國民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、關稅の執行に当たっては、より一層適正・公平な課稅の確保に努めること。

一 急速な高度情報化の進展により、經濟取引の國際化及び電子商取引等の拡大が進む状況にかんがみ、關稅の執行体制の整備及び事務の一層の情報化・機械化の促進に特段の努力を払うこと。

一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い關稅業務が増大し、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理の重要性に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産侵害物品、ワシントン条約該当物品、テロ關連物資等に係る水際取締強化に対する国内外からの要請の高まりに加え、經濟連携協定の進展による貿易形態の一層の多様化に的確に対応するとともに、關稅業務の特殊性、國際郵便物の通關手續を含めた今後の國際物流の在り方等を考慮し、關稅職員については國家公務員の定員削減計画の下においても、増員を含む定員確保はもとより、その処遇改善及び機構、職場環境の整備・充實、

関税定率法等の一部を改正する法律

更には、より高度な専門性を有する人材の育成等に特段の努力を払うこと。

特に、国民の安心・安全の確保を目的とするテロ・治安維持対策の遂行及び輸出入貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された事業者に対する通関手続の特例措置の拡充に当たっては、増員を含む定員の確保及び業務処理体制の実現に努めること。

右決議する。